「ＣＴＳＨ」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（ただし、当該号には、当該非原産材料から生産された産品が該当する号を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

注釈三　附属書三―Ｂの規定の適用

1　原産品としての資格を取得した産品であって、他の産品の生産において使用されるものに関する第三・二条3の規定については、当該資格を取得した産品が使用される締約国における同一の工場内で当該資格を取得したかどうかを問わず適用する。

2　一の品目別原産地規則が特定の非原産材料を使用することができないと定める場合又は特定の非原産材料の価額若しくは重量が特定の閾値を超えることができないと定める場合には、これらの要件は、統一システムの他の番号を掲げる品目に分類される非原産材料については、適用しない。

3　一の品目別原産地規則が産品について特定の材料から生産されるものでなければならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

注釈四　非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）及び最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の算定

定義

1　品目別原産地規則の適用上、

(a)　「課税価額」とは、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定される価額をいう。

(b)　「ＥＸＷ」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　最後の作業又は加工を行った製造者に対して支払われた又は支払われるべき産品の工場渡しの価額。ただし、当該価額には、当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii)　支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関連する全ての費用であって、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

(A)　販売費、一般管理費及び当該産品に合理的に割り当てることができる利益を含む。

(B)　当該産品を輸送するために要した運賃、保険料及び他の全ての費用並びに当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(c)　「ＦＯＢ」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　産品の売手に支払われた又は支払われるべき当該産品の本船渡しの価額（輸送の方法を問わない。）。ただし、当該価額には、当該産品の生産及び締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii)　支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関連する全ての費用であって、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産及び当該輸出締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

(A)　販売費、一般管理費及び当該産品に合理的に割り当てることができる利益、運賃及び保険料を含む。

(B)　当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(d)　「ＭａｘＮＯＭ」とは、百分率で表示される非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）をいう。

(e)　「ＲＶＣ」とは、百分率で表示される産品の最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）をいう。

(f)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用される非原産材料の価額（輸入の時の当該非原産材料の課税価額）をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することができない場合には、いずれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。

2　ＭａｘＮＯＭ及びＲＶＣの算定については、次の数式を適用する。

$$\mathrm{MaxNOM}\ (\%) = \frac{\mathrm{VNM}}{\mathrm{EXW}} \times 100$$

$$\mathrm{RVC}\ (\%) = \frac{\mathrm{FOB} - \mathrm{VNM}}{\mathrm{FOB}} \times 100$$

注釈五　附属書三―Ｂ第五部から第七部までに規定する工程の定義

品目別原産地規則の適用上、

(a)　「生物工学的工程」とは、次のものをいう。

(i)　微生物（細菌、ウイルス（ファージを含む。）等）又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養（細胞培養を含む。）、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製（例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド）又は発酵

(b)　「粒径の変更」とは、産品の粒径の意図的なかつ制御された改変（破砕又は圧縮のみによるものを除く。）であって、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係する特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する産品を生ずるものをいう。

(c)　「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(d)　「蒸留」とは、次のものをいう。

(i)　常圧蒸留（蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの。石油の蒸留により生産される産品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。

(ii)　減圧蒸留（常圧よりも低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。））。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣油を生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）の蒸留に使用される。